

浦 行 審 第 9 号

平成30年8月16日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

浦安市行政不服審査会

会長 下 井 康 史

審査請求に係る諮問について（答申）

平成30年4月11日付け浦収第504号による下記の諮問（平成30年度諮問第1号）について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が平成29年6月7日付けで提起した、処分庁浦安市長による市税に係る延滞金減免申請却下決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成29年6月7日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

- 1 審査請求人の平成9年所得に対する市県民税第1期納税額（以下「本件納税額」という。）は620,300円とされ、納期限が平成10年7月31日として定められた。
- 2 審査請求人は、本件納税額について、平成15年7月28日から不定期に計71回に分けて、各回1,000円から10,300円までの範囲の額を納付し、平成29年2月17日、本件納税額について完済した。その結果、本件納税額に対する延滞金額は1,058,400円とされた（以下「本件延滞金額」という。）。
- 3 平成29年4月12日、審査請求人は本件延滞金額について、減免申請書を提出した。
- 4 平成29年4月19日、処分庁は上記減免申請について却下処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 5 平成29年6月7日、審査請求人は、浦安市長に対して、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
  - (1) 審査請求の趣旨  
本件処分の取消しを求める。

## (2) 審査請求の理由

ア 平成10年に経営していた会社が倒産した際、経営者として個人債務保証をしていたため、取引先等に対する債務の処理に奔走せざるを得ず、平成10年分の市税の支払を行うことができなかった。(理由①)

イ 平成23年の東日本大震災による自宅の被災とその翌年に実施した復旧経費や、自宅からの一時避難経費を支出した。(理由②)

ウ 平成23年及び平成27年に自身の病気で患・入院による支出があった。(理由③)

エ 上記のように、様々なアクシデントに見舞われ、生計に影響を与えてきており、100万円を超える延滞金を、現在の年金収入のみの状態の中で、支払っていくことは困難である。(理由④)

## 2 処分庁の主張

(1) 審査請求の理由①については、どの程度の負債を抱え、どのくらいの資産があったのか、立証されていない。前年には、所得が2,600万円を超えていたと認められ、また同じく前年に自宅資産も保有しており、これらの点から支払能力がないとは考えられない。

(2) 審査請求の理由②については、被災時においても給与・年金収入合わせて700万円以上の収入があり、復旧工事費の負担と対比しても、支払いが困難という状態にはなかったと認定される。

(3) 審査請求の理由③については、平成27年に一定の年金収入がある上に、民間の医療保険からの補てんの形跡が認められ、負担は全医療費の一部に限られていると思われ、支払が困難という状態にはなかったと認定される。

(4) 審査請求の理由④については、年金に加え、民間企業からの給与支払報告書が提出されており、少なくとも、規則に定める生活保護か同等の状態を想定した延滞金減免の事由に該当するものではない。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 本件に係る法令等の規定について

浦安市税に関する関係規定は、次のとおりとなっている。

(1) 市税の減免規定について

<浦安市税条例第51条>

市税を減免できる者は次のとおりとする。

- i 生活保護法の規定による保護を受けるもの
- ii 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められるもの
- iii 学生及び生徒
- iv 前各号に掲げるもののほか、特別の事由がある者

(2) 市税の滞納に伴う延滞金について

<浦安市税条例第19条>

納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。(中略)

(3) 延滞金の減免について

<浦安市税条例施行規則第6条>

市長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限後に市税を納付し、又は納入する場合において、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときに限り、その者の納付又は納入すべき延滞金額を減免することができる。

- i 災害を受けた場合で、納税することができない事情があると認められるとき。
- ii 貧困により公私の扶助を受けているとき。
- iii 納税通知書の送達の実態を全く知ることのできない正当な事由がある場合で、納税通知書の送達先において、納税に関する事項を処理すべき者がいないとき。
- iv 前3号によるもののほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

## 2 審理員の意見

### (1) 各争点の絞り込み

延滞金の減免を判断するよりどころとなる、規則に規定する各項目に該当しないとした、処分庁の判断は妥当であったかが焦点となる。

ここで、まず規則第6条第2項「公私の扶助を受けているとき」については、所得状況などから、該当する事実がないことは明らかと考えられる。また同条第3項「納税通知書の送達的事实を全く知ることのできない正当な事由がある場合」の規定についても、審査請求人が当該年度課税について認識し、現にそれに基づき分納していることから、該当しないことが明らかであるため、以下、審査請求人の事情につき、主として同条第1項または第4項に該当するかに焦点を絞り検討する。

- ① 会社倒産による債務保証が生計を圧迫し、税の支払いが困難となっていたのか（規則第6条第4号）
- ② 東日本大震災による自宅の被災とその復旧に伴う改修費用等が生計に影響し、税の支払いができない状態だったか（規則第6条第1号）
- ③ 2度にわたる病気罹患による医療費支出が、生計に影響を与え、税の支払いにも困難をきたしたのか（規則第6条第4号）
- ④ 減免申請却下した時点で、年金収入のみで支払いが困難な状態であったのか（規則第6条第4号）

### (2) 争点に対する判断

上記の各争点に対する判断は以下のとおりである。

#### ア 争点①について

会社倒産の事実は、審査請求人からの反論書に添付された裁判所の特定破産宣告書により確認できる。しかしながら、処分庁から提出された、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書などによれば、平成15年から平成28年まで、一定額の給与収入、平成17年からは年金収入も加わり、少なくとも公私の扶助を受けるような状態ではないと思料され、また本人からその申告もされていない。

また、同条第4項の「特にやむを得ない事由があると認められるとき」の該当性の判断にあたっては、同条第1項から第3項までに匹

敵するような客観的に見てもやむを得ない事情のある場合に限定した解釈・運用を行っており、この観点からしても該当するような状況はみられないと考える。

イ 争点②について

東日本大震災により被災した居宅家屋災害復旧工事への支出については、復旧工事請負契約書の提出がなく、代金支払領収書の添付のみではあるが、不同沈下修復工事代金として、平成24年6月に着手金を、また同年8月に完了時残金を合わせて、3,328,500円を支払ったことが伺われる。この点では、本人の責めに帰さない事情に伴い、予期せぬ支出による生計への何らかの影響があったことは推量されるところである。しかしながら、当時の収入に照らすと、市税の支払いが著しく困難な状況にあったとは考えにくい。

また、震災により自宅が傾斜したことによる健康不安と、給排水設備等がしばらく使えず、自宅から1か月間外泊したことによる30万円の出費があったとする点について、審査請求人によれば、知人宅に身を寄せていた際の食費等とのことであるが、明確な経費の内訳などの論証が提出されていないため、判断できないところである。

ウ 争点③について

二度にわたる病気入院による医療費支出については（平成23年度、108,500円、平成27年度210,980円）があったことも領収書の添付から見て取ることができる。

しかしながら、それぞれの時点における収入状況とこれら支出を見比べた場合、いずれも収入の範囲内に収まっており、同じく市税の支払いに困難を来す状況にあったとは言い難い。

エ 争点④について

また、減免申請が却下された時点における収入に照らしても、その額からして、少なくとも公私の扶助を受けるような状態ではなかったものと考えられる。

また、審査請求人は28年中給与に基づく29年給与支払報告書（雇用主特定株式会社、支払金額1,320,000円）が市に提出されている点

について、これをもって収入認定に加えて判断されているのは事実と異なっており、給与支払いの実態はなく、したがって支払いが困難であったとしている点については、次のとおり判断する。

源泉徴収制度は、税金を雇用主が予め給与から天引きし、効率的かつ確実な収納を期す、いわゆる税の特別徴収制度として広く確立している制度である。

そうした中で、審査請求人は、給与の支払実態がないという点から、当該源泉徴収票（市に提出されているものは、正しくは、給与支払報告書）自体に信憑性がないという趣旨の主張をしているが、処分庁としては、一般的に雇用者側の責任において作成されたこの給与支払報告書に基づいて、税金の処理を行っているところであり、本件においても給与の支払いがあったものとして認識することに何ら不合理性はないと考える。

さらに、この給与収入の如何にかかわらず、他に一定の年金収入があることなどを考慮すれば、審査請求人の主張は、今回の税の支払い能力の判断に大きく影響を及ぼすものではないと判断する。

### (3) 結論

以上のことから、本件市税処分については、規則第6条各号に定める延滞金の減免規定に該当する事実には該当せず、処分庁の延滞金減免申請却下の判断は、正当なものであったと考える。したがって、本件処分に、何ら違法及び不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 3 付言

### (1) 分割納付について

実質約20年間に及んだ、本件にかかわる市県民税本税の分割納付については、長期にわたったがゆえに、延滞金額の累積増大を招くことになった。

各回の納付額は審査請求人において決定していたものであり、分割納付に係る誓約書や納付計画が提出されないまま、結果的には、処分庁も長期的な分割納付を追認する形となった。この点においては、納付が長

期化する前に、より早期に、収入に見合った納付額の提示や強制徴収を含めた方策も考えられ、このことにより、債権の早期確実な回収並びに、延滞金の増大を回避できる可能性があった。したがって、処分庁側にも債権回収対策の観点からは、これまでの対応方法に一考の余地があったと思われる。

## (2) 延滞金の情報について

今回の事案では、本税完納後、事後的に認識することとなった延滞金額の大きさが審査請求人の直接の問題意識としてある。

実際には、延滞金の具体的額についての認識が本人には十分無かったにしても、いずれにせよ、本税の滞納に起因して生じ、そしてその返済が長期化した結果、延滞金額が徐々に大きくなったことについては、分割納付当時、相応の収入があったことに鑑みれば、審査請求人本人の責めに帰すものである。

一方、延滞金の徴収に関しては、その徴収自体が目的ではなく、税の公平を期し、また、延滞金の付加を予め告知することにより、滞納を未然に回避するとともに、万一滞納した場合も、早期完納を促す機能を有するものとする。

現在、延滞金の徴収については、市税の納税通知書などに、その条件や算定基準が示されている。

処分庁側の告示義務としては、これを明示することで足りると解されるが、今回の事案では、本税を完納した結果、延滞期間が確定し、これに連動して延滞金額も明らかになった結果、本税滞納額以上に膨らんだその延滞金累積額の大きさに驚いたことも、不服申し立てに至った大きな要因とみられる。

もとより、延滞金については、納税者全員が認識しておくべきことは、論を待たないが、実際問題としては、計算式だけを示すよりも、さらに実際の延滞金額を示すことができれば、より現実感・切迫感を持たせることができるものとする。

つまり、催告書送付の際などにおいて、延滞金の計算式だけでなく、その時点での実額（累積額）を明示できれば、市税滞納した場合、それ

以上の追加負担が求められることを改めて認識し、分割納付をしている場合にはそのペースを早めるなど、返済方法の見直しも期待できる。

さらに、今回のケースでは、他に債務も抱えているというなかでは、税と、債務保証をした債務との納付優先度の判断において、延滞金の負担があるがゆえに、市税滞納状態の解消を優先して、早期本税完納と、延滞金の膨張回避につながった可能性も否定できない。

処分庁によれば、平成25年度の滞納管理システムの更新に伴って、これまで職員による非常に煩雑な手計算で行っていた滞納者の延滞金額の時点算定が容易にできるようになったとのことだが、今後も可能な限り滞納に附帯するこうした警告情報も併記し、結果的に少しでも滞納及び滞納額の圧縮・縮小につながることを期待するものである。

## 第5 調査審議の経過

平成30年4月11日 審査庁からの諮問

同年5月31日 第1回審議

同年6月20日 審査請求人から追加主張書面の提出

同年6月28日 第2回審議

同年7月27日 第3回審議

## 第6 審査庁の考え

- 1 本件審査請求を棄却すべきである。
- 2 理由は、審理員意見書に同じ。

## 第7 審査会の判断の理由

### 1 前提

本件審査請求において審査請求人は、浦安市長に対して市税の延滞金の減免を求めているところ、これは、浦安市に対して「権利を放棄する」ことを求めるものである。そして、地方公共団体が権利を放棄するためには法律若しくは政令又は条例に特別の定めがある場合を除き、議会の議決が必要である（地方自治法第96条第1項第10号）。

そして浦安市における本件延滞金の減免について定める法律・政令・条例の定めとしては、地方税法第326条第4項のみが存在する。

＜地方税法第326条第4項＞

市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができる。

このほか、市税の延滞金の減免をすることができる場合の規定として浦安市税条例施行規則第6条（第4の1(3)参照）が存在する。しかし、上記地方自治法第96条第1項第10号に照らせば、規則に過ぎない同規則第6条のみをもって独立した延滞金減免の根拠とすることはできず、同条の規定は、地方税法第326条第4項を解釈運用するに当たっての審査基準としての性質を有するものといえる。したがって、地方税法第326条第4項の「やむを得ない理由」の存否は、浦安市税条例施行規則第6条各号が定める事由に該当するか否かで判断することになる。

そして地方税法第326条第4項は、納税者（本件でいえば審査請求人）が納期限（本件でいえば平成10年7月31日）までに本税を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる場合に延滞金の減免を認めているのであるから、本件についても、審査請求人の主張する各事情からして、平成10年7月31日当時に本税を納付できないやむを得ない理由があつたか否かという観点から検討されるべきであり、そしてこのことは、浦安市税条例施行規則第6条各号該当性の判断においても同様である。

## 2 争点①について

(1) 審査請求人は、平成10年頃、審査請求人が代表取締役を務めていた会社が破産し、会社債務の個人保証をしていたことで、多額の負債を負った上、会社債務と自身の保証債務の対応に追われたために、本税を納付できなかった旨を主張している。かかる事情が浦安市税条例施行規則第6条第1号から第3号までの規定に関わらないことは明らかなので、同条第4号に該当するか否かという観点から検討する。

(2) 審査請求人が代表取締役を務めていた会社は、破産時に負債総額8億

4,464万円であったことが認められ（審査請求人反論書の資料1）、中小企業においては代表取締役が会社債務を個人保証することが一般的であるという経験則に照らせば、破産決定があった平成10年8月頃に、審査請求人はそれまでの収入を優に超える保証債務を抱えていたことが強く推認される。

- (3) しかし、税金は行政運営の基礎となる財源であり、民事上の債務に優先して納付されるべきものである（国税徴収法第8条及び第9条並びに地方税法第14条及び第14条の2参照）。したがって、民事上の負債が存在したとしても、現実に所持する資金があればまず税金の納付に充てた上で、残金を他の民事上の負債返済に充てるのが法の建前であるから、民事上の負債の存在それだけでは税金を納められない直接の原因とならないというべきである。

本件では、平成9年中に給与等所得が2千万円以上あったことが認められ（審査請求書添付の平成9年分の所得税の確定申告書の「⑤収める税金の計算」の所得金額欄）、また、審査請求人によれば平成10年5月頃に「突然」銀行から貸し渋りを受けたのであり、それまで審査請求人は従前どおり事業継続していたのであるから、少なくとも平成10年5月頃までは上記平成9年分の給与等の収入やそれ以前の預貯金等の資産を保有していたことが一定程度推認される。

- (4) 以上の点に照らすと、審査請求人は納期限である平成10年7月末頃、多額の負債を負っていた可能性が高いものの、一方でその2か月前頃までは給与等所得2千万円や従前の預貯金等を現実に所持していた可能性も存在し、そのほかに審査請求人からは、上記納期限当時、民事上の負債に優先して税金を納付できなかった合理的な事情について具体的な主張・立証はされていない。

したがって、争点①に係る審査請求人の主張からは、審査請求人が納期限までに本税を納付しなかったことについて、浦安市税条例施行規則第6条第4号の「やむを得ない事由」があるとは認められないものとするのが相当である。

### 3 争点②について

- (1) 審査請求人は、平成23年に東日本大震災で自宅が被災し、その後復旧経費や一時避難経費を支出したことが減免事由に該当する旨を主張している。かかる事情が浦安市税条例施行規則第6条第2号及び第3号の規定に関わらないことは明らかなので、同条第1号又は第4号に該当するか否かという観点から検討する。
- (2) 東日本大震災当時、審査請求人の住居が存する地区において甚大な液状化被害が生じたことは公知の事実であり、これに伴って審査請求人が自宅の復旧費として約333万円を支出したことも認められる（審査請求人反論書の資料2）。
- (3) しかし、上記「1 前提」で確認したとおり、延滞金の減免事由に当たるか否かは、平成10年7月31日当時に本税を納付できない合理的な事情があったといえるか否かという観点から判断されるべきである。
- (4) そして一般的には、平成23年に震災被害を受けて復旧費用等を支出したという事情は、その約13年前の納期限当時において本税を納付できなかったこととの関連性が認められないのが通常であり、審査請求人からもその関連性を具体的に補強する主張はされていない。

したがって、争点②に係る審査請求人の主張からは、審査請求人が納期限までに本税を納付しなかったことについて、浦安市税条例施行規則第6条第1号の「災害を受けた場合で、納税することができない事情」や、同条第4号の「やむを得ない事由」があるとは認められないものとするのが相当である。

#### 4 争点③について

- (1) 審査請求人は、平成23年及び平成27年に手術・入院等による支出をしたことが減免事由に該当する旨を主張している。かかる事情が浦安市税条例施行規則第6条第1号から第3号までの規定に関わらないことは明らかなので、同条第4号に該当するか否かという観点から検討する。
- (2) 審査請求人は、平成23年9月頃に特定病症が発覚したため手術・入院をし、その際、差額ベッド代として約11万円を支出したことが認められる（審査請求人反論書の資料3-1、3-2）。また、審査請求人は、平成27年5月頃、複数の特定病症のため手術・入院をし、その際、

治療・差額ベッド代等として約21万円を支出したことが認められる（審査請求人反論書の資料4-1～4-3）。

- (3) しかし、上記「1 前提」で確認したとおり、延滞金の減免事由に当たるか否かは、平成10年7月31日当時に本税を納付できない合理的な事情があったといえるか否かという観点から判断されるべきである。
- (4) そして一般的には、平成23年及び平成27年に手術・入院をして治療費等を支出したという事情は、その約13年前・約17年前の納期限当時において本税を納付できなかったこととの関連性が認められないのが通常であり、審査請求人からもその関連性を具体的に補強する主張はされていない。

したがって、争点③に係る審査請求人の主張からは、審査請求人が納期限までに本税を納付しなかったことについて、浦安市税条例施行規則第6条第4号の「やむを得ない事由」があるとは認められないものとするのが相当である。

#### 5 争点④について

- (1) 審査請求人は、本件延滞金減免申請当時、年金収入のみの状態の中で、100万円を超える延滞金を支払っていくことは困難であるため減免事由に該当する旨を主張している。かかる事情が浦安市税条例施行規則第6条第1号から第3号までの規定に関わらないことは明らかなので、同条第4号に該当するか否かという観点から検討する。
- (2) しかし、上記「1 前提」で確認したとおり、延滞金の減免事由に当たるか否かは、平成10年7月31日当時に本税を納付できないやむを得ない理由があったか否かという観点から判断されるべきである。
- (3) そして一般的には、仮に審査請求人主張のとおり平成29年において審査請求人は年金収入のみの状態だったとしても、その約19年前の納期限当時において本税を納付できなかったこととの関連性が認められないのが通常であり、審査請求人からもその関連性を具体的に補強する主張はされていない。

したがって、争点④に係る審査請求人の主張からは、審査請求人が納期限までに本税を納付しなかったことについて、浦安市税条例施行規則第6

条第4号の「やむを得ない事由」があるとは認められないものとするのが相当である。

## 6 審査請求人の追加主張について

平成30年6月20日付けで、審査請求人から当審査会に対して追加主張書面の提出がされ、その内容については、既に審理員による審理手続の中で主張・審理されたもののほか、審理員が審査請求人の主張をいずれも認めなかったことについて異議を述べるものとなっている。

しかし、仮に審査請求人が追加主張書面で主張する各事実を前提としたとしても、上記で述べた各理由に影響を与えるものとは認められない。また、審理員が審査請求人の主張をいずれも認めなかった点についても、その審理手続に特段違法・不当な点は認められない上、当審査会の判断も結論においては審理員の判断と一致するものであり、この点をもって上記各理由に影響を与えるものとはいえない。

## 7 結論

上記で検討したもののほか、審査請求人の主張からは、本件納期限当時において、審査請求人が本税を納付しなかったことについて、浦安市税条例施行規則第6条各号のいずれかに該当するとは認められず、したがって、地方税法第326条第4項の「やむを得ない理由」があるとは認められない。

以上から、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第8 付言

### 1 審理員意見書の「第5 付言」について

審理員意見書では、その付言として、分割納付が実質約20年という長期に及んだために延滞金額の累積増大を招くことになったこと、及び、延滞金情報の一層の提示が望ましいことについて、指摘がされている。

当審査会としても上記各指摘について同様に考えるところであり、処分庁において今後の運用の中で真摯に検討されたい。

### 2 理由の提示について

行政手続法第8条第1項が、申請拒否処分に際してその理由を提示しなければならないこととしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保

してその恣意を抑制するとともに、処分を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。

本件申請却下通知書には、却下の理由として「当該申請人の減免を受けようとする事由について、浦安市税条例施行規則第6条各号のいずれの適用もないと判断するもの。」と記載されているが、同条各号の適用について、具体的にいかなる判断がされたのかについて、何ら明らかにされていない。

また、同条各号が地方税法第326条第4項の審査基準として存在し、公にされていることに照らすと、審査請求人が主張する事実が同基準との関係でどのように扱われたのかについて、申請者が、上記記載から知る手掛かりは認め難く、適用すべき基準の選択を争うのか、それとも、基準の適用についてを争うのか等の方針そのものを立て難い状況が発生させている。

したがって本来であれば、同規則第6条各号のいずれの事由について、審査請求人が主張するいずれの事実を適用して判断したかを具体的に記載する必要があるが、上記記載ではこれらの点について不十分であったと言わざるを得ない。

しかしながら、この点については審査請求人が争っていないことから、本答申では判断しないが、処分庁においては今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

以 上

浦安市行政不服審査会

委員 下 井 康 史

委員 永 治 衣 理

委員 大 塚 啓 高